

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄